

PFOS及びPFOAの基準と本市検査結果について

○基準値について

国は水道法で「PFOS及びPFOA」を令和2年度から水質管理上留意すべき項目として水質管理目標設定項目（※1）に設定し、暫定目標値は当該2物質の合算値で50ng/L（ナノグラムパーリットル）以下と決めました。（体重50キロの人が毎日2L飲んでも健康に影響がない、と算定された数値）（1ng = 1/1,000,000mg）

（※1）水質管理目標設定項目：水質管理上注意喚起すべき項目とされ、検査の義務はありませんが、本市はPFOS及びPFOAの検査を年1回実施しています。

○本市の状況

天理市では令和4年度から市内2箇所の浄水場で年1回の原水（※2）と浄水（※3）の検査を行っており、何れも国の基準を大幅に下回っております。

また、本市は奈良県営水道からも受水しており、こちらも本市同様に基準値を大幅に下回っております。

（※2）原水：浄水場で浄水処理を行う前の水を言います。

（※3）浄水：浄水場で飲用に適した状態に処理した水を言います。

PFOS及びPFOA合計値の検査結果（単位ng/L）

採水日	豊井浄水場		杣之内浄水場		天理市内
	原水	配水池出口	原水	浄水池出口	
R6.6.12	15	15	5未満	5未満	
R5.8.9	16	14	5未満	5未満	
R5.2.9	15	16	5未満	5未満	
採水日	桜井浄水場		御所浄水場		県営水道
	原水	浄水出口	原水	浄水出口	
R6.3	5	5	2	2未満	
R5.12	5	5	2未満	2未満	
R5.9	4	2	2未満	2未満	
R5.6	3	2	2	2未満	

※県営水道の数値は奈良県水道局ホームページ

(<https://www.pref.nara.jp/secure/311798/060702HP.pdf>) より引用